

広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）〔概要版〕

第1章 計画策定の背景・目的等

本計画は、建築物の耐震化に関する目標、基本方針及びその取組・支援などを示すことで、災害に強いまちづくりを進めることを目的として、国の基本方針及び広島県耐震改修促進計画に基づき、耐震改修促進法に規定する市町村耐震改修促進計画として策定する。

第2章 計画の基本的事項

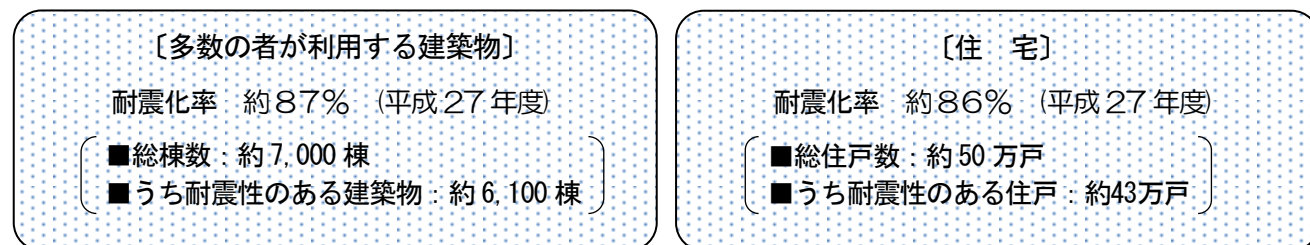
- 2-1 計画期間 広島県耐震改修促進計画（第2期計画）等と合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。
- 2-2 対象区域 本計画の対象区域は広島市全域とする。
- 2-3 対象建築物 本計画は、最新の耐震関係規定に適合しない、既存耐震不適格建築物を対象とする。

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

3-1 広島市における想定地震及び被害の状況 広島市地震被害想定報告書では、各想定地震による本市の建物被害及び人的被害が次のように想定されている。

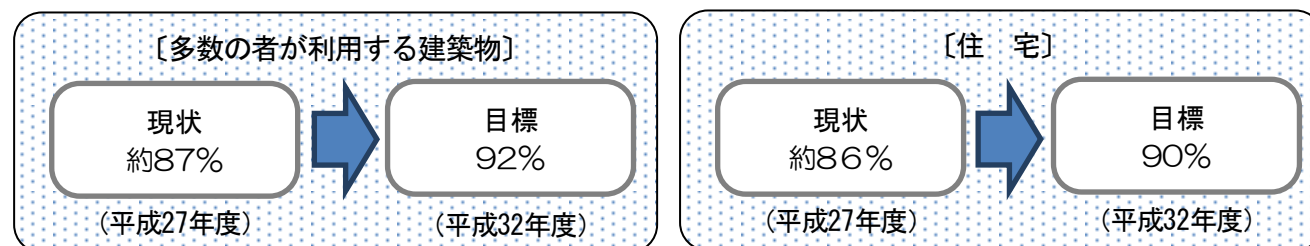
主な想定地震	建物被害 (揺れによる全壊)	人的被害 (建物倒壊による死者)
南海トラフ巨大地震	176棟	10人
日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震	2,704棟	163人
己斐-広島西縁断層帯による地震	3,952棟	244人

3-2 耐震化の現状 多数の者が利用する建築物（学校、病院、ホテル等）及び住宅の現状での耐震化率は、各々次表のように推計される。



※ 上表における耐震化率は、多数の者が利用する建築物については市消防局のデータ等に基づき、平成27年度時点推計。住宅については平成25年の住宅・土地統計調査等に基づき、平成27年度時点推計

3-3 耐震化率の目標 多数の者が利用する建築物及び住宅の平成32年度における耐震化率は、過去の耐震化率の推移と今後の所有者等への意識啓発、耐震診断・耐震改修補助などの施策の効果により、多数の者が利用する建築物については92%以上、住宅については90%以上とすることを目標とする。



第4章 建築物等の耐震化に関する基本的な方針

計画期間の平成32年度までは、地震時の甚大な被害を軽減する上で効果が大きい次の建築物に対して、重点的に耐震化への取組・支援を行う。

- ① 要緊急安全確認大規模建築物
耐震改修促進法で平成27年12月末までの耐震診断が義務付けられた不特定多数の者の利用や地震時に避難上の配慮を要する者が利用する用途の大規模建築物（耐震性が不足しているものに限る。）
- ② 避難路等沿道建築物
本計画において避難路等を指定することに伴い、耐震診断が義務付けられた当該避難路等の沿道建築物（旧耐震基準により建築されたもので、地震による倒壊で道路を閉塞させるおそれのあるものに限る。） ※下記5-1参照
- ③ 耐震診断を義務付けられた防災拠点建築物
病院、官公署など、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なもので、広島県耐震改修促進計画において指定された建築物

また、住宅については耐震性が不足しているものが約7万戸あることから、これまでの耐震化への取組・支援を今後も継続して行う。

第5章 耐震化の促進を図るための取組・支援

5-1 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

平成25年の耐震改修促進法の改正により、地震発生時に避難上、災害支援上重要となる道路を耐震改修促進計画に避難路等として指定することで、その道路の沿道建築物（旧耐震基準により建築されたもので、地震による倒壊で道路を閉塞させるおそれのあるもの（図-1参照）に限る。）の所有者に耐震診断の実施とその結果の本市への報告を義務付けることが可能となった。

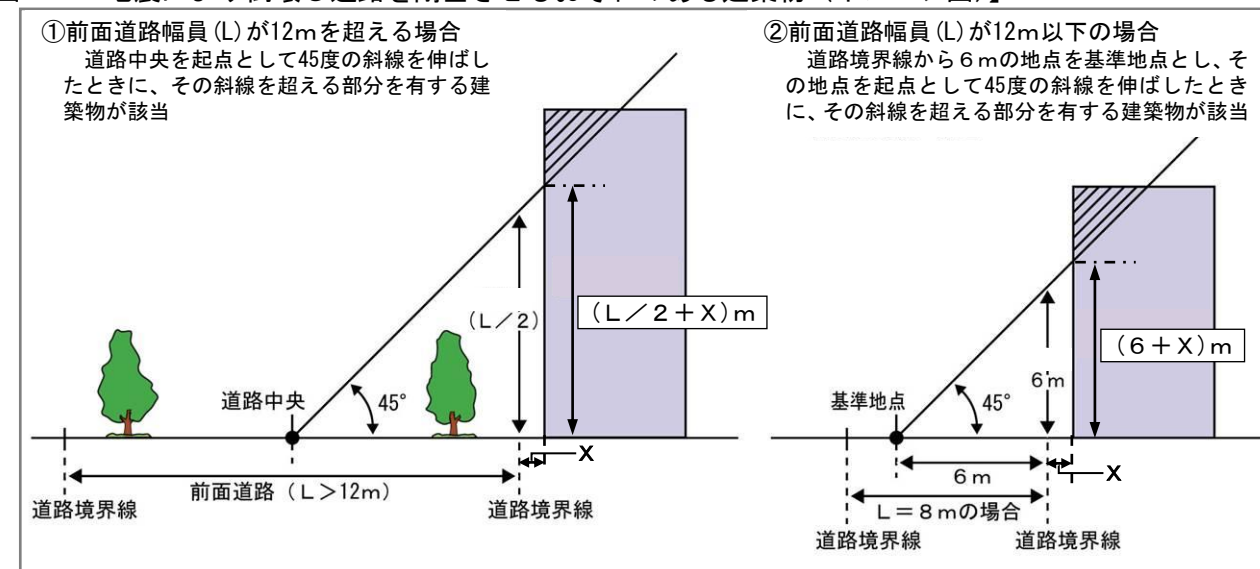
これを受け、広島県では、市町の区域を越えて広域的な災害支援に資する道路を広島県耐震改修促進計画で避難路等として指定する予定である。

本計画では、次に該当する道路を中心に、広島県が指定する避難路等や防災拠点とのネットワークを考慮の上、地震発生時における円滑な避難と物資の輸送を確保すべき最優先の道路として避難路等を指定する（具体の路線は次ページの図-2、3参照）。

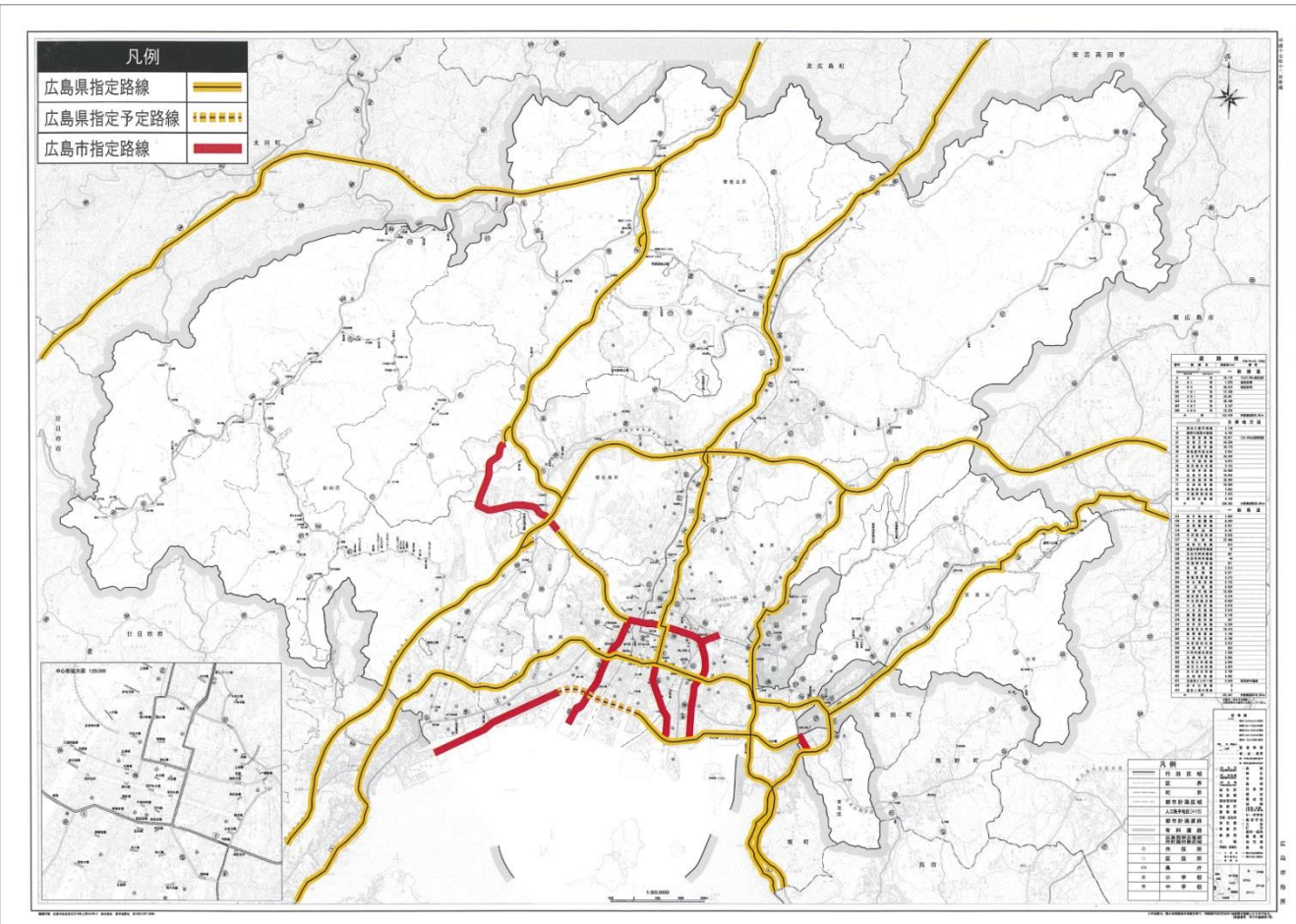
また、これら沿道建築物の耐震診断結果の報告期限は、平成33年3月31日とする。

- ① 本市域内におけるデルタ市街地を通過する道路
- ② 広島市地域防災計画に位置付けられている第1次緊急輸送道路

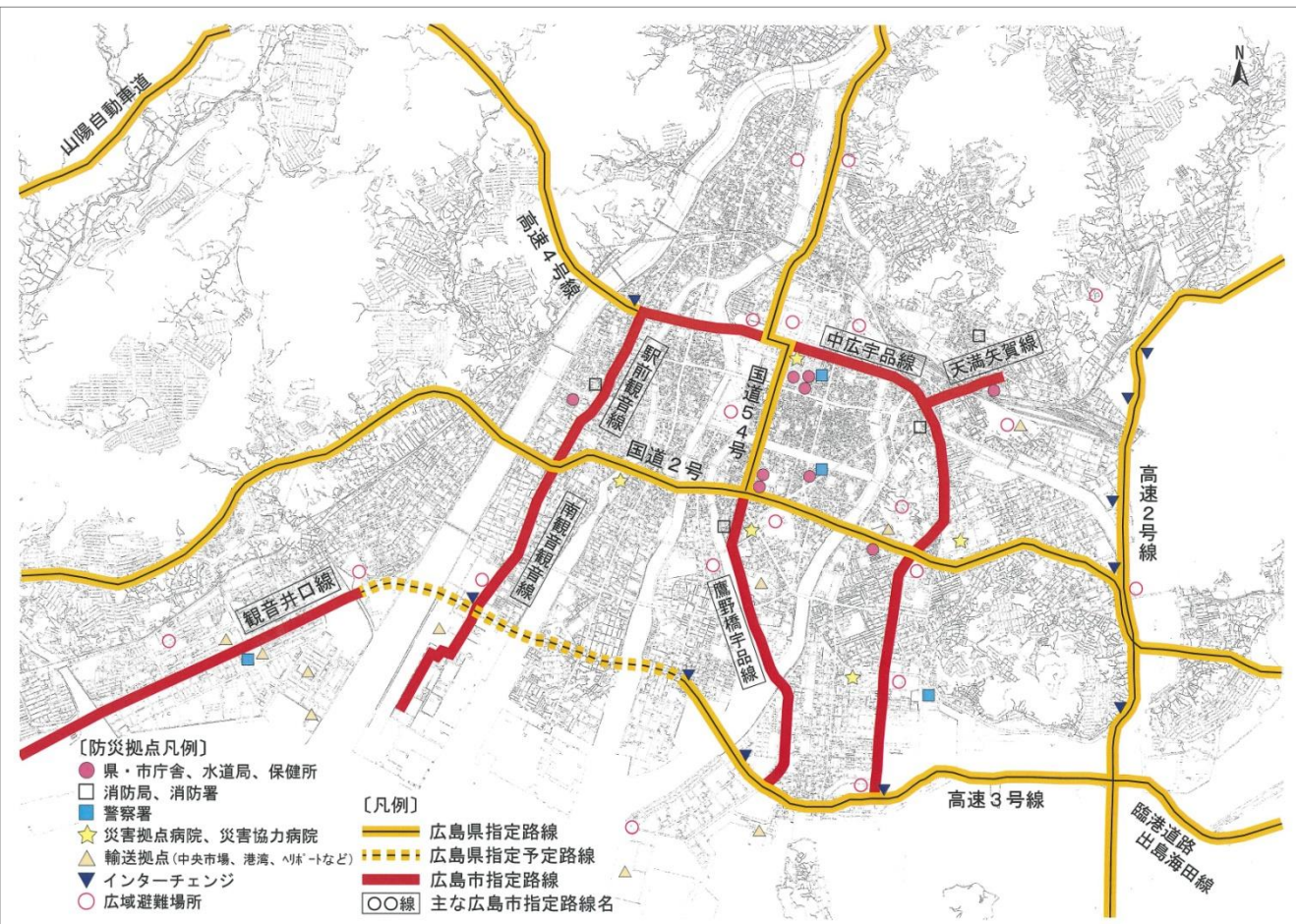
【図-1 地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある建築物（イメージ図）】



【図－2 避難路等の路線図（全体）】



【図－3 避難路等の路線図（中心部）】



※広島県指定予定路線は、現在広島県緊急輸送道路ネットワーク計画において緊急輸送道路に位置付けられていないため、県計画において避難路等として指定されていない。今後、当該路線が緊急輸送道路に位置付けられたときに、県計画において避難路等として指定される予定となっている。

5-2 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

要緊急安全確認大規模建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不足していたものについては、地震発生時における市民の安全の確保を図るために、耐震化に向けた次のステップである補強設計や耐震改修に対する補助制度を創設する。

耐震診断を義務付ける避難路等の沿道建築物については、地震発生時における市民の安全や避難路等の機能の確保を図るために、耐震診断に対する補助制度を創設する。

これら以外の多数の者が利用する旧耐震基準による建築物については、平成21年度に創設した補助制度の周知を図ることにより耐震診断の実施を促進する。

また、住宅については、耐震化をより一層促進するため、木造住宅を対象として耐震改修工事費の一部を補助（再開）する。

5-3 その他の安全対策の推進

これまでに発生した多くの地震で、建築物の内外において建築物に付属するもの（ブロック塀、窓ガラス、天井等）の落下などによる被害が発生していることから、所有者等に対する適正な維持管理・点検等の意識啓発や情報提供を行う。

第6章 建築物の所有者に対する指導等

耐震改修等が行われていない建築物の所有者に対しては、必要に応じて、耐震改修促進法に基づく指導や助言、指示などにより耐震化を促し、また、そのまま放置すれば地震に対する安全性について著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合は、建築基準法に基づく指導や命令などにより安全性の確保を図る。

第7章 耐震診断・耐震改修の推進体制

7-1 役割分担及び連携

- (1) 建築物の所有者は、耐震診断や耐震改修の実施に努める。
- (2) 本市は、建築関係団体と連携し、耐震化の施策の実施や耐震改修促進法の円滑な運用などにより、建築物の所有者へ指導・助言・支援・情報提供を行う。
- (3) 建築関係団体は、本市と連携し、耐震化の相談や情報提供、知識の普及、技術力の向上を図る。

7-2 計画のフォローアップ

建築物の耐震化を着実に促進するため、要緊急安全確認大規模建築物等の耐震化の進捗状況を定期的に把握、整理し、効率的に耐震化への指導や助言等を行う。

また、本計画は、国の基本方針や広島県耐震改修促進計画、広島市地域防災計画等の改定、社会情勢の変化、耐震化の目標達成状況等により、必要に応じて見直しを行う。